

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び八峰町長の専決処分の指定に関する条例（令和2年条例第26号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月30日

八峰町長 森 田 新一郎

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,543,704千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		千円 268,477	千円 218	千円 268,695
	5 雑入	58,962	218	59,180
歳入合計		6,543,486	218	6,543,704

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 1,109,388	千円 218	千円 1,109,606
	1 総務管理費	1,004,399	218	1,004,617
歳 出 合 計		6,543,486	218	6,543,704

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	千円 268,477	千円 218	千円 268,695
歳入合計	6,543,486	218	6,543,704

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,109,388	218	1,109,606
歳 出 合 計	6,543,486	218	6,543,704

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		218	
		218	

2 歳 入

21款 諸収入

5項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 雑入	12,448	218	12,666
計	58,962	218	59,180

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 受取保険金等	218	2町有建物・自動車共済金	218

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 246,773	千円 218	千円 246,991	千円	千円	千円 218	千円
計	1,004,399	218	1,004,617			218	

節		説明	
区分	金額		
21 補償、補填 及び賠償金	千円 218	3賠償金	千円 218